

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
1	資料1-1_前会議における残課題の整理について	1	川越委員	障害福祉サービスを利用している60~64歳の計226名のうち、41名がセルフプランになっているとのことです。前回の協議会において、相談支援専門員がついている場合、65歳到達の3年前から移行に向けての支援を開始しているというお話を踏まえ、この41名に相談支援専門員をつけるという方針を立てて、障害福祉課や基幹相談支援センターを挙げて取り組んではいかがでしょうか。	<p>65歳到達による障害福祉サービスから介護保険制度への円滑な制度移行のため、令和8年度より、60~64歳の41名のセルフプラン対象者に対し、65歳到達による介護保険制度移行に係る周知及び計画相談支援（相談支援専門員をつける）に係る申請勧奨を目的とする案内文を送付します。</p> <p>案内文送付後における対象者からの相談対応につきましては、基幹相談支援センターへの橋渡しや後方支援等により、一般相談の段階から円滑に計画相談支援移行できるよう取り組みます。</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
2	資料1-1_前会議における残課題の整理について	2	川越委員	<p>「心配があるケース」や「医療的な継続フォローが必要と判断した児童」について、「紹介先」や「療育」につないでいるとのことについて理解しました。ただ、紹介先等の受け皿が限られている結果、本当は専門的なフォローアップが必要なのに支援機関等につながっていない児もいるのかもしれないと憂慮します（たとえば、資料2-2のP70「小学生になり、支援が一切なくなり不安しかなかった」という記述）。一般小児科医、学校医、養護教諭、SSW、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所、こども家庭センターなどの専門職のうちのいずれかにつなぎ、適切なモニタリング機能を確保することまでを市として支援する方法について、検討していただけないでしょうか。</p>	<p>(健康福祉会館)</p> <p>現時点では、就学前の時期等、保護者の求めに応じて検査結果やこれまでの療育経過などを記載した「情報提供書」を、担当の専門職が作成し書面にて発行していますが、今後におきましては、これまでの求めに応じ発行する「情報提供書」に加え、適宜実施する発達検査に係る検査結果を、保護者にお渡しできるよう検討を始めているところでございます。また、横の機関連携（特に学校）につきましても、課題であることを認識していることから、マンパワーの問題等がございますが、円滑に連携が取れるよう検討をしたいと考えております。</p> <p>(子ども政策課発達支援担当室)</p> <p>松戸市こども発達相談窓口「みらいのとびら」では、過去に「こども発達センター」で支援していたこどもを含め、相談に来たこども達を、心理士などの専門職の見立てにより、医療機関や障害児通所支援事業所につなげるほか、必要に応じてこども家庭センター、子ども未来応援課や教育委員会と連携をとり、支援が途切れることが無いよう、体制を整備しております。</p>	健康福祉会館 子ども政策課発達支援担当室

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
3	資料1-2_統計資料	2	瀧本委員	精神障害の方が増加している原因、背景は何でしょうか？	<p>厚生労働省の「令和6年版厚生労働白書」によると、精神障害の方が増加している背景には、ライフステージ全体を通じた多様なストレス要因の存在が関係しているとされています。幼少期から老年期に至るまで、家庭・学校・職場・地域社会といった日常生活の様々な場面で生じるライフイベントや、社会的孤立、経済的不安などが、こころの不調を引き起こすリスクとして指摘されています。</p> <p>また、近年ではメンタルヘルスに対する社会全体の理解が深まり、精神的な問題に関して相談や受診を行いやすい環境が整備されてきたことも、精神障害の診断件数の増加に影響を与えていると考えられます。</p>	障害福祉課
4	資料1-2_統計資料	2	瀧本委員	身体障害者の高齢者の割合が大きくなり、介護保険が優先された場合サービスの低下が苦慮されているのでは？	<p>介護保険制度の該当となる身体障害者等のサービス支給量につきましては、障害者総合支援法と介護保険制度の適応関係及び運用に係る国の留意事項通知に基づき、本市も運用しております。</p> <p>申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより、必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、個々の障害を有する方の障害特性を考慮し、その方に必要な支援が受けられるかどうかという観点に基づき、福祉職がご相談に応じております。</p> <p>ご相談を経て、課内検討の上、障害福祉サービスの上乗せ利用等の支給を認めております。</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
5	資料2-1_アンケート調査結果報告書	4, 53	星野委員	<p>【就労定着支援：定着支援の利用率向上について】</p> <p>2024年度の一般就労者は169名（障害福祉計画目標値168人（令和8年度））、就労開始から3年半～6年半の期間で就労定着したものが7割を占める事業所は0%（障害福祉計画目標値25%（令和8年度））この数値結果から就労定着が今後の大きな課題になると思われる。アンケート結果からも「合理的配慮を求めたことがない」、「知らない」と回答した方の合計は89.2%になり、働きやすくなる条件として「雇い主が病気や障害について理解した上で雇ってくれる」が32.6%と最も高い割合となっていることから、定着支援の重要性と必要性を感じています。</p> <p>定着支援の利用率は就労移行支援事業から就職された方の場合49.5%、就労継続A型から就職された方の場合13.0%、B型の場合0%となっており、定着支援の利用率を向上することが課題解決の一つに感じます。定着支援の認知度向上を目的とした講習会や事業所や企業向けの研修の開催など、市として検討されている具体的な施策はありますか？</p>	<p>補足:ご提示いただいた各種数値は「松戸市障害福祉のあり方検討会就労支援部会」において、市より提示したのになります。</p> <p>市としても「就労定着」が今後の障害者就労施策における大きな課題の一つであると認識しております。</p> <p>現在は統計的に数値を抑えたのみでございますが、今後は定着支援利用率が特に継続支援事業所利用者において低い理由を精査していく必要があると考えております。</p> <p>継続支援事業所における定着支援制度への理解不足が課題としてあるのか、事業所間での連携不足が課題としてあるのか、利用者側に必要性が周知できていないためなのか。まずは課題を整理できる基礎調査から進められればと考えております。</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
6	資料2-1_アンケート調査結果報告書	6, 50	星野委員	<p>【就労支援：アウトリーチ、スモールステップの機会提供について】</p> <p>家庭内で過ごしている方々のうち、就労意欲がある層（15.7% 約150人相当）に対し、アウトリーチ（訪問支援など）を行う具体的な計画はありますか？</p> <p>また、家庭内で過ごしている方々が『自信がない』（14.1%）と回答している背景に対し、スモールステップで社会と繋がれる機会（短時間のボランティアや体験就労の場の創出、就労支援サービスのご案内など）が必要に感じています。市として検討されている具体的な施策はありますか？</p> <p>また、職場実習奨励金の制度を週1からでも利用できる制度に見直すことは検討されていますでしょうか？現状、週5日以上の実習を受け入れた事業主に一人あたり20,000円の奨励金を交付となっておりますが、上記のように制度を見直すことによりマイクロステップを踏める機会の創出になるように感じています。</p>	<p>（障害福祉課）</p> <p>家庭内で過ごしている方がのうち、就労意欲がある方々に対する市によるアウトリーチは検討しておりません。現状では、相談機関や訪問看護による訪問支援を介し、在宅者の就労支援サービスの利用について個別に相談を受けております。その際は個別に意向や課題等を聴取の上、就労系の障害福祉サービスや地域活動支援センター等を案内しております。</p> <p>今後はご質問のとおり、相談者の方と地域との接点・つながりを重視し、個々の心身の状況等を踏まえつつ、地域若者サポートステーション、自立相談支援センターによる就労準備支援、ボランティア活動や市民活動、当事者会など、住み慣れた地域で、多様かつ分野横断的に社会資源を活用することにより、スモールステップを踏める機会の創出となるよう、基幹相談支援センターとも連携して支援してまいります。</p> <p>（商工振興課）</p> <p>障害者職場実習奨励金につきましては、これまで特別支援学校からの斡旋を前提として実施してきたため、制度内容も特別支援学校における実習形態に沿ったものとなっております。現在、大人の障害者の方向けにも活用していただけるよう、ビック・ハート松戸を斡旋元として追加し、今後は更なる雇用機会拡大のため、就労移行支援事業所を対象とした実施を検討しているところでございます。</p> <p>一方で、特別支援学校と、ビック・ハート松戸や就労移行支援事業所とでは、実習を取り巻く環境や支援体制が異なることは認識しております。そのため、本奨励金を大人の障害者の方にとっても利用しやすい制度とする必要があると考えておりますが、実習日数の緩和につきましては、就労移行支援事業所における実施状況や政策効果を確認しながら、段階的に検討してまいりたいと考えております。</p>	商工振興課、障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
7	資料2-1_アンケート調査結果報告書	6, 52	星野委員	<p>【就労支援：テレワーク、超短時間雇用など働く選択肢の増幅について】</p> <p>市内には短時間勤務や在宅勤務（テレワーク）を希望する層が一定数いるため、これらに対応できる市内企業の開拓とマッチングの強化が必要に感じます。</p> <p>週20時間未満の超短時間雇用を導入する市内企業への奨励金制度の創出や週20時間未満の超短時間雇用の周知活動、企業に対するテレワークの業務切り出し支援など市として検討されている具体的な施策はありますか？</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>就労系障害福祉サービスのうち、就労移行支援において、就職後の在宅勤務（テレワーク）を想定した訓練として、在宅利用という方法があります。</p> <p>在宅支援は、利用者または就労移行支援事業所等から障害福祉課の福祉職がご相談をお受けしております。利用者の方の心身の状況や今後の意向を踏まえ、在宅利用、或いは通所と在宅利用を併用することにより、支援の効果が期待できると判断された場合には、課内検討の上、特例的に在宅利用の支給決定を認めております。</p> <p>併せて、令和7年10月より新たなサービス種として、「就労選択肢支援」施行されました。同サービスは、就労アセスメントの手法を活用し、多機関連携会議をはじめとする多機関との連携を軸に支援することにより、利用者自身が就労先・働き方について希望、就労能力、適性等にあった選択肢ができるよう支援するものです。</p> <p>障害福祉課では障害者の方の働く選択肢増幅に「つながる支援」と位置づけ、上記サービスの周知を柱と考えておりますが、本アンケート調査結果や、個別支援において就労支援に携わる多機関との連携をとおして、他の「つながる支援」について研究を重ねてまいります。</p> <p>(商工振興課)</p> <p>企業開拓やマッチングという点においては、無業者や非正規就労者向けの就労支援施設である、地域若者サポートステーションやまつどキャリアサポートデスクにて、超短時間勤務に理解のある企業と求職者とのマッチングを行っております。テレワークについてはコミュニケーションが必要になったり、完全在宅であっても業務委託だったり、求職者側と企業側の認識の違いが問題となっております。</p> <p>障害者にとっての働く選択肢増幅の必要性は認識しておりますが、どのような支援が適切か研究を重ねて参ります。</p>	商工振興課、障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
8	資料2-1_アンケート調査結果報告書	7,39,40	星野委員	<p>【基幹相談支援センター：サービスの認知度向上について】</p> <p>基幹相談支援センターについて、障害者本人の62.9%が「今まで知らなかった」と回答しています。センターを知らない層がこれほど多いと、潜在的な就労希望者や生活困窮者を見つけることは難しくなるのではと思います。また「知っているが利用したことがない方」のうち34.4%が具体的なサービス内容を知らないと回答していることからサービス内容を含めて認知していただくことが必要に感じます。</p> <p>例えば、手帳の更新時や医療機関、ハローワークと連携して、就労と生活の両面を支えるセンターの機能をプッシュ型で周知するなど具体的な広報戦略は検討されていますか？</p>	<p>プッシュ型周知による広報戦略については、障害福祉サービスの更新手続きの際に、基幹相談支援センターが障害福祉サービスや、障害についての困りごとの相談も受け付けている旨を記載した、緊急一時支援の周知文を同封しています。</p> <p>その他、市ホームページ上での掲載や、障害福祉課の各窓口ブースに基幹相談支援センターのチラシを掲示しています。</p> <p>今後の周知方法につきましては、LINEの公式アカウントなどからの発信も検討し、基幹相談支援センターが障害のある方の総合相談窓口であることの周知や、基幹相談支援センターと連携し、ハローワークの専門援助部門や、障害者就業・生活支援センタービッグ・ハート松戸、県障害者職業センター、就労系障害福祉サービスに関する情報提供を継続してまいります。</p>	障害福祉課
9	資料2-1_アンケート調査結果報告書	14	瀧本委員	どのような疾患が多いですか？発症年齢も教えてください。	<p>疾患については問7回答の通りです。</p> <p>障害があると分かった時期については14ページのグラフのとおりになります。</p>	障害福祉課
10	資料2-1_アンケート調査結果報告書	15	瀧本委員	重複している方がいるかと思います。一人平均は？	問7「あなたの障害や病気の種類」で複数回答した人は17.6%でした。一人あたりの件数は1.22件になります。	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
11	資料2-1_アンケート調査結果報告書	28	瀧本委員	利用しているサービス数の平均は？	昨年末の計画相談支援を除いた、障害者の平均サービス利用件数（支給決定件数）は1.61件になります。	障害福祉課
12	資料2-1_アンケート調査結果報告書	43	澁川委員	障害者ご本人が将来グループホーム・入所施設等で暮らしたいというご希望の割合が高いのですが、次期計画でグループホームに対して総量規制を導入する話があり、市町村の意見申し出制度を経てから県への申請をする、という新しい動きがある。松戸には重度障害・医療・高齢対象のグループホームが足りないと感じているので、どうなるか不安です。	総量規制や意見申出制度については既に制度としてございますが、松戸市においては現在採用していません。 適正なサービス量については、次年度以降にサービス量の見込みを議論する予定でございますので、その際の議論結果によって、必要に応じて市としても議論できればと考えております。	障害福祉課
13	資料2-1_アンケート調査結果報告書	78	川越委員	障害者の72.3%が避難行動要支援者避難支援制度を知らないと回答しており、6年前と比較して周知が進んでいない状況です。想定対象である要介護3～5、身体障害手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級、高齢独居、医療的ケア児者について、現時点でのおおむねの登録状況（率）を教えてください。現状を把握することにより、周知の工夫や別対策の立案など、善後策の検討に資するものと考えます。	現時点での登録率は、要介護3～5が約12%、障害者手帳1・2級が約34%、療育手帳Aが約38%、精神保健福祉手帳1級が約24%となっております。 令和6年度に要介護3～5及び障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級をお持ちで、名簿に登録をしていない方へ、登録案内通知を送付いたしました。	福祉政策課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
14	資料2-1_アンケート調査結果報告書	85	川越委員	緊急一時支援について、「知らなかった」という回答が、70.3%にのぼっています（R4年度調査では67.6%）。緊急一時支援に対応する事業所数と登録者数、利用実績（直近3年間）について、改めてお聞かせください。	<p>緊急一時支援については、障害福祉サービスの更新時の書類の中に緊急一時支援のチラシを同封し周知に努めているところですが、アンケート結果に反映されていないことを鑑み周知方法を再改めて検討していきます。</p> <p>令和6年度末時点での数値を以下に記載します。</p> <p>事業所数：2事業所  登録者数：293人（者185人、児108人）  利用実績：R4 7人  R5 11人  R6 17人</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
15	資料2-1_アンケート調査結果報告書	86	川越委員	<p>特に力を入れてほしい障害者施策という設問に対して、「保護者などがなくなった後の生活支援の充実」が、障害者では24.7%（2番目）、障害児では56.5%（1番目）に多い状況です。</p> <p>地域生活支援拠点の重要性を鑑みて、その運用状況をしっかりと検証、検討する必要があるものと思われまます。運営協議会の構成メンバーや開催回数、検討結果（抽出された課題や浮上した解決策など）について、お聞かせください。</p>	<p>地域生活支援拠点（以下、「拠点」。）における運用状況については、現在年度内に2回、松戸市地域生活支援拠点運営協議会を開催しております。</p> <p>構成員は拠点に登録している事業所（令和8年1月時点で10事業所）、3圏域の基幹相談支援センターとなります。</p> <p>今年度の本協議会では、松戸市の拠点の運用における課題について意見交換を行いました。「拠点は緊急一時支援のイメージが先行しており、全体像がイメージしづらい。」「拠点の機能を市内各事業所が把握できていないのではないか。」「本協議会に留まらず、松戸市自立支援協議会 指定調査部会（松戸市障害福祉のあり方検討会 相談支援部会）でも議論されている。基幹相談支援センターは拠点と連動し、地域づくりを促進する役割がある。しかしながら、本協議会、自立支援協議会、基幹相談支援センターの3者が連動できておらず、目指すべき方針がまとまらない。」などの課題が挙げられました。</p> <p>今後はこれらの課題などから目指すべき方針を決めていくことを目標としております。</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
16	資料2-1_アンケート調査結果報告書	272	川越委員	<p>相談支援専門員の不足が叫ばれ、松戸市のセルフプラン率は令和6年度末で障害者34.4%・障害児71.2%と、全国平均の15.8%・30.7%を大きく上回っている現状があります（船橋市29.0%・40.3%、市川市40.6%・84.3%、柏市18.7%・59.9%、流山市12.4%・47.0%）。そのような状況において、計画相談支援事業所の16.7%が今後事業を縮小予定と回答していることは、重く受けとめる必要があるものと考えます。</p> <p>これまでも事業者や相談支援専門員を支援する施策について検討をすすめていると本協議会にも報告されているところですが、さらに国が令和11年度末までに望まないセルフプランを0にするという方針を打ち出したことも踏まえると、他市の動向もにらみつつ、スピード感を持って対策を講じなければ、対策が困難になってしまう恐れがあります。市としての支援策検討の進捗状況、スピード感や予算確保への意気込みについて、お聞かせください。</p>	<p>指定特定相談支援事業者の支援については現計画にも新規取り組みとして明記しているところであり、セルフプラン率の改善は喫緊の課題であると考えております。</p> <p>予算が伴う事業であることから現時点で協議会内でお示しできるものはございませんが、計画に沿った形で事業化の検討を着実に進めております。</p> <p>当事業については明確にお示しできるタイミングになり次第、協議会内でも共有させていただきます。</p>	障害福祉課
17	資料2-1_アンケート調査結果報告書	326	川越委員	<p>「拠点コーディネーター」について、その予算額と、現在果たしている役割（機能）について、お聞かせください。</p>	<p>拠点コーディネーターにつきましても、現時点で予算措置はありません。</p> <p>また、業務内容につきましても、現時点で役割（機能）は未定となっております。</p>	障害福祉課
18	資料2-1_アンケート調査結果報告書	326	川越委員	<p>基幹相談支援センター調査において、松戸市障害福祉のあり方検討会の運営として、「地域生活支援部会の再開」とあります。そもそも、自立支援協議会、あり方検討会、各部会の概要や構成メンバー、検討結果について、お聞かせください。</p>	資料2のとおり	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
19	資料2-1_アンケート調査結果報告書	327	川越委員	<p>認定調査業務について、「厚労省職員からも、全国を見渡しても基幹センターで認定調査を実施している例がない」との記載があります。全国の傾向や近隣市（千葉市、船橋市、市川市、柏市、流山市）における認定調査業務の実施方法について、お聞かせください。</p>	<p>認定調査業務については厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 平成26年4月 障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアルにおいて、「障害支援区分に係る認定調査については、市町村職員又は市町村から委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等であって、都道府県が行う障害支援区分認定調査員研修を修了した者が実施する。」とあり、基幹相談支援センターにおいて認定調査業務を実施する根拠として明記されております。</p> <p>近隣市の状況は以下のとおりです。</p> <p>千葉市：直営  船橋市：直営  市川市：直営  柏市：直営  流山市：委託（基幹相談支援センター、相談支援事業所）</p>	障害福祉課
20	資料2-1_アンケート調査結果報告書	327	川越委員	<p>「代理申請の際の書類作成の簡略化（捺印やサインを不要にする等）を望む」という意見がかかれています。人材難が叫ばれる時代において、安全に簡素化できることについては、現場の声を遅滞なく実現するのがいいと考えます。速やかに対応が可能かどうか、支障があるとしたらどのようなことかについて、お聞かせください。</p>	<p>申請者氏名記載欄については介護給付費等に係る支給決定事務等の事務処理要領の様式に則って設けております。本人の意思による申請であることを確認してまいります。</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
21	資料2-1_アンケート調査結果報告書	328	川越委員	「弁護士等との契約に基づく協力体制がある」といとの記載があります。必要性が高く、極めて重要なことだと考えます。高齢分野にはそのような枠組みが構築済みであることは承知していますが、障害福祉分野における現状とその運用、周知、新たな仕組みの創設等について、お聞かせください。	<p>障害福祉課では契約に基づき、法的な疑問点や対応に悩む案件が生じた際に弁護士へ随時相談しています。現状において、基幹相談支援センターは、本契約に基づき、相談を行える内容とはなっておりません。</p> <p>今後本契約に基づき、基幹相談支援センターにおいても弁護士への相談を行えるよう、契約を見直すかを検討してまいります。</p>	障害福祉課
22	資料2-1_アンケート調査結果報告書	339	川越委員	関係団体から「案件によっては日時の予約も可にしていだけないか」というご意見が出されています。窓口の待ち時間が長いという声も障害者等のアンケートに多数記載されている状況です。特定の状況に該当する場合（たとえば、長時間待つことは難しい心身の状況やサービス利用を急ぎ開始する必要がある場合などでしょうか）に限り、相談日時を予約できる仕組みを整えることができるかどうかについて、市のお考えをお聞かせください。	<p>サービス利用に関するご相談や権利擁護に係るご相談（案件）につきましては、地区担当や権利擁護担当の福祉職がご相談をお受けしており、適宜、担当者との窓口相談予約を承っております。</p> <p>心身の状況等の事由により、当課窓口でのご相談が難しい場合には、基幹相談支援センターを紹介し、適宜、情報提供等を行うなど、個別具体的に連携しております。</p>	障害福祉課
23	資料2-1_アンケート調査結果報告書	-	瀧本委員	障害者への調査は、回答された方で、ご本人はどのくらいでしょうか？	<p>回答者について問う設問は設けていないことから、数値としては把握しておりません。</p> <p>なお、調査票の注意事項として「ご本人がお答えにできないときは、ご家族の方などが本人の立場からご記入いただいてもかまいません」と明記しています。</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
24	資料2-1_アンケート調査結果報告書	-	瀧本委員	調査から悲痛な叫び、不安などを受け止めなければいけません。市として改善出来た項目は、今までどのような事柄があるのでしょうか？又、今年度の調査から既に改善していること、解決策はありますか？	<p>現計画策定時においても「アンケート調査の実施」⇒「協議会での議論」⇒「計画への反映」というプロセスを実施し、新たな課題等を適切に計画に反映してまいりました。主な内容としては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保健制度移行者に関する円滑なサービス移行の支援を明文化(現計画50頁部分)</li> <li>・地域生活支援拠点に係る各種指標値の設定(現計画59頁部分)</li> <li>・指定特定相談支援事業者の支援を具体的な取り組みとして明記(現計画64頁部分)</li> </ul> <p>明確な改善の取り組みに係る終結の定義はございませんが、各施策の進捗状況等については年度当初の協議会において、報告を実施しているところでございます。</p>	障害福祉課
25	資料2-1_アンケート調査結果報告書	-	瀧本委員	調査から20代での障害者への関心が薄い現状に対し、今後どのような市の政策を考えますか？	<p>既存の施策である、現計画25頁以降に記載している「地域活動における交流の促進」を継続して実施していく必要があると考えております。</p> <p>若者に焦点をあてた施策で申し上げると「障害者週間記念事業」においては市内高校生のボランティア受け入れを実施し、障害者・障害福祉事業所の方々が協力して販売会を実施、交流を図っております。</p> <p>事業所も受け入れに協力的なところが多く、今後も継続して実施していきたいと考えています。</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
26	資料2-2_アンケート調査結果報告書別紙	42	川越委員	<p>「何が自分に適応されるのかが、まったくわからない」との記述があります（他のページにも同様の記載が多数）。</p> <p>松戸市における一つの先例として、まつどDE子育てLINEとして導入しているKANAMETOなど、他市や他分野等における活用好事例について研究の上、市民に向けてのpush型情報提供に取り組むことはできないでしょうか。協議会までに情報収集、研究しえた範囲のことをご報告ください。</p> <p>「KANAMETOの導入事例・実績」  <a href="https://kanameto.me/second.html">https://kanameto.me/second.html</a></p>	<p>障害者手帳の新規取得時に、可能な限り来庁いただき、申請可能な制度を個別に説明しています。等級変更時も同様に、利用可能な制度の確認と案内を行っています。来庁が難しい場合は、申請可能性のある手続について申請書類等を同封して郵送しています。更新が必要な手当等については、更新時期に合わせて案内を郵送しています。</p> <p>また、令和7年10月から、障害者手帳をお持ちの方が受けられるサービス等を確認できる「手続き案内ナビゲーション」を作成し、ホームページ上で公開しています。手帳の等級等に関する質問に回答することで、利用可能なサービス等を確認できる仕組みです。</p> <p>障害福祉分野は適用制度が個々の状況によって細かく分かれるため、LINE等によるPUSH型通知では、「〇歳以上、等級〇以上、在宅」など細かな設定が必要になります。</p> <p>また、制度を申請する場合は、基本的に等級が変更になったタイミングなどのため、定期的に配信する必要性は少ないと考え、窓口での個別案内と「手続き案内ナビゲーション」を基本として対応し、既存手段の周知・活用を強化します。</p>	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
27	資料2-2_アンケート調査結果報告書別紙	82	川越委員	「高等部卒業後について、… どこかをお願いしたいが、手続き等が分からない」との記述があります。特別支援学校において、卒業後に向けての支援がどのように行われているのかについて、現状をお聞かせください。	18歳到達の3か月前に、18歳到達後のサービス利用について認定調査、基幹相談支援センターの連絡先を案内する文書を送付しております。併せて、特別支援学校にて開催される移行支援会議に障害福祉課職員が出席し、卒業後の支援に関する情報提供や相談対応を行っております。卒業後の進路について特別支援学校と情報共有して個別に支援しております。	障害福祉課
28	資料2-2_アンケート調査結果報告書別紙	84	川越委員	「障害があって困った場合総合的にどこへ相談をしたらいいか教えてくれる、インフォメーションセンターみたいなのがあると助かる」という記述があります。確かに、松戸市HPの「市民相談」サイトを閲覧しても、直感的にわからないと感じます。サイトの構造や見せ方などの工夫が可能でしょうか。また、こども分野には「利用支援コンシェルジュ」（保育課）、高齢分野には「福祉まるごと相談窓口」（地域包括ケア推進課）が設置されているわけですが、こどもでも、高齢者でもない方への対応について、どこへ相談をしたらいいかをわかりやすく案内する方法や、いわゆるコンシェルジュに相当する担当者を配置する何らかの対策について、検討できませんか。	障害等に関する総合相談の窓口案内について、松戸市の公式HP上でより分かりやすくする工夫をしていきます。 また「福祉まるごと相談窓口」は高齢分野に限らず、障害分野を含めた福祉分野全般の相談を受け付ける一次窓口でもあります。 「福祉まるごと相談窓口」に入りました障害に関する相談については、適宜、基幹相談支援センターや障害福祉課に繋がれるようなスキームとなっております。	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
29	資料2-2_アンケート調査結果報告書別紙	90	澁川委員	「できることは自分で」と考えてくださっているご本人の気持ちに私たち市民も答えたいです。松戸市関係の建物を当事者の声を聴いて改良しようという意思是松戸市から感じます。一例はトイレです。JR東日本は松戸駅トイレにユニバーサルシートを設置する気持ちがなく一方松戸市管轄のビルのトイレは設置の予定であるのはとても安心しました。一度にすべては無理だと思いますが、市役所や松戸市立博物館など不便なトイレの改良を望みます。	市役所庁舎におきましては、令和6年度に本館正面玄関前トイレへユニバーサルシートを設置いたしました。 一方で、市役所仮庁舎への移転を予定していることから、現庁舎における大規模な改修については、実施が難しい状況でございます。このため、いただいたご意見につきましては、現行の施設運用や利用状況を踏まえる中で、参考とさせていただきます。 引き続き利用状況を踏まえながら、対応可能な範囲で環境の整備に取り組んでまいります。	財産活用課
30	資料2-2_アンケート調査結果報告書別紙	90	澁川委員	資料2-2 P90 生活環境 高齢者や障害のある当事者から日常で不便な例を伺う機会が多いですが、一例として市の施設でシニアカーを停める場所に困っている、という話を複数の方から聞きました。シニアカーを使用している方はよく見かけますし、必要に応じてシニアカーを降りて杖などで歩く場合もあると思います。その時、対応が「ここに停めないでください」の一言でなく「こちらでしたら大丈夫です」という会話ならどんなに助かることかと思えます。	本市では毎年、市職員向けの障害者差別解消法に関する研修会を開催しております。 本研修では不特定多数の市民が利用する公共機関において、配慮した市民サービスの提供を推進することを目的としています。 同時に、障害のある方への理解や配慮を深めることをとおして、高齢者や子ども連れの方など、様々な立場の市民の方々への配慮へも活かされ、公共機関を利用しやすい環境づくりにつながるものと考えております。 今後も研修会を継続的に実施し、市職員一人ひとりが障害者差別解消に関する理解を深めるとともに、適切な対応力の向上を図ってまいります。	障害福祉課

NO	資料/議事内容	頁	質問者	質問	回答	担当部署
31	資料2-2_アンケート調査結果報告書別紙	107	瀧本委員	この調査を名古屋の業者に依頼は本当ですか？ 業者選択はどのように？この調査の経費（金額を） 教えてください。	<p>名古屋市に所在する以下の事業者に委託しております。なお、委託内容は調査のみではなく、計画書の作成、印刷、議事録作成等の業務も含む2カ年の委託になります。</p> <p>[事業者名] 株式会社名豊</p> <p>[契約金額] 10,472,000円</p> <p>[選定方法] 指名競争入札により実施しています。指名にあたっては近隣同一規模の自治体において、直近3年以内に障害者計画等の策定実績のある事業者としています。</p>	障害福祉課
32	その他	-	瀧本委員	ご本人だけでなくケアする方、事業所等（経済力、人材、人財等）も含めて、次年度松戸市独自で一つでも増やせることはあるのでしょうか？	<p>障害者計画推進協議会として、松戸市の障害施策として優先度の高い課題として議論されたものについては、まつど3つのあいプランに明記することを検討致します。</p> <p>計画に記載された内容については、その計画期間において、実行、評価、改善を実施致します。</p>	障害福祉課